基本的な仕組み			需要家にとって		ガス小売事業者にとって	
			主なメリット	主なリスク・コスト	主なメリット	主なリスク・コスト
（1）基本料金・従量料金単価が固定されたプラン	契約期間内において、基本料金・従量料金単価が変動しない料金メニュー		需要家は原料費の変動リスクから遮断される。	原料費下落局面においても値下げはない。 事業者が原料費の変動リスクを全て負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る可能性。	原料費下落局面においても収入が変動しない。	事業者が原料費の変動リスクを全て負うこととなる。 原料費の変動リスクをヘッジするための対策が必要。
（2）原料費に応じた料金調整が行われるプラン	原料費に応じて、一定期間ごとに、料金が変動する料金メニュー					
		① 調整上限設定プラン 原料費調整を設けつつ、調整上限を設定する手法。 調整上限超過分は、事後払いの仕組みとすることもありうる。	需要家が背負う原料費の変動リスクは、調整上限により一定程度軽減（設定された調整上限に依存）。 原料費下落局面や円高局面において、調整が需要家にとって有利に働く。	調整上限の見直しが行われる場合がある。 事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。	調整上限に至らない範囲において、事業者が背負う原料費の変動リスクを軽減することが可能。	事後払いの仕組みがない場合は、原料費の高騰時には調整上限超過分を事業者が負担することになる。
		② 非調整バンド設定プラン 原料費調整において、料金単価の調整を実施しない一定の変動幅（非調整バンド）を設定する手法。	原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、需要家は変動リスクから遮断される（非調整バンドの設定による）。	非調整バンドの見直しが行われる場合がある。 原料費の高騰幅が非調整バンドを超える場合、需要家が変動リスクを背負う。	原料費の変動幅が非調整バンドを超える場合、事業者が背負う変動リスクを軽減することが可能。	原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、変動リスクを事業者がすべて背負うことになる。

				原料費の変動幅が非調整バンド内であれば、原料費下落局面においても値下げはない。 事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。		
		③　原料費調整がより緩やかなプラン 一般的な貿易統計価格の３ヶ月平均よりも長い期間を採用することで、原料費の変動をより緩やかな形で料金変動に反映する手法。	原料費下落局面において、調整が有利に働く。	原料費の変動が需要家に与える影響が大きい。（④連動プランよりは緩和される） 事業者が原料費の変動リスクの一部を負っているため、その分のプレミアムが料金に乗る、契約期間に定めを設ける可能性。	原料費調整を３ヶ月平均より長くする場合による、原料費の変動リスクについては、軽減することが可能。	原料費調整を３ヶ月平均より長くする場合、原料費上昇・下落局面における料金の値上げ・値下げも緩やかとなる。
		④　連動プラン 原料費調整に上限設定や非調整バンドの設定は行わない手法。	原料費下落局面において、調整が有利に働く。	需要家が背負う原料費の変動リスクが大きい。	事業者が背負う原料費の変動リスクを軽減することが可能。	他の料金メニューに比しても、より丁寧な需要家への説明が期待される。

※１　ここに挙げた料金メニューの類型は、あくまで一例であり、ここに示されていない料金メニューが開発されることは十分にあり得る点に留意。

※２　いずれのメニューについても、需要家への丁寧な情報提供がなされることが望ましい。